

## 『改正「交通労働災害防止のためのガイドライン」と 交通事故トラブルをめぐる企業の対応策』

東京経済総合法律事務所 弁護士 西 修一郎 氏



昨今、交通労働災害による重大災害が増加傾向にあることから、今年4月に「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正された。それに伴い8/1(金)、改正のポイントと交通事故トラブルをめぐる使用者責任やリスクマネジメント等、企業側の対応策について指導・解説をいただいた。

### ガイドライン改正のポイント

睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理および走行管理等の実施

交通労働災害防止のための教育内容の充実  
荷主・元請事業者による配慮等の新設

長時間労働者の医師による面接指導など安全管理体制の充実 など

### 従業員の自動車事故と企業の民事責任の根拠

従業員の起こした事故について会社が責任を負う理由は法律上、自動車損害賠償法3条(無過失責任、交通事故はほとんどこの条文だけで解決される)と、民法715条(使用者責任、過失立証が必要)の2つある。

企業が運行供用者(所有者)である場合、また

は運行支配がある場合は、原則として責任が及ぶ。例外として、貸した車を第3者が無断運転したり、所有者に管理上の過失がない泥棒運転などは、所有者は運行支配を喪失したとされ責任は及ばない。

### 会社保有車両事故と運行供用者責任

まず業務上の事故で会社所有車両による事故の場合、過失のある運転者と会社に責任が及ぶ。

業務外の事故で会社所有車両による事故の場合、過失のある運転者に責任はあるのはもちろんのこと、休日の無断使用でも原則として運行供用者責任として会社にも責任が及ぶ。

親会社と子会社の場合、原則は別法人のため親会社に責任はないが、経済的・業務一体性が強く、実態として法人格の違いがない場合は責任が及ぶ。

元請と下請の場合、業務上であること且つ指揮監督の関係にある場合は元請会社にも責任が及ぶ。

### 従業員のマイカーによる事故と企業の責任

従業員のマイカーによる業務上の事故の場合、車両保有者(運転者)にも責任はあるが、社用利用を容認(黙認も含む)している場合には会社にも原則として責任が及ぶ。但し、会社がマイカーの社用利用が予見できなかった場合は会社に責任は及ばない。

通勤途中の事故は原則として会社の責任はないが、マイカーを業務に利用しているとか、現場から帰宅などの場合は会社が責任を負う場合がある。

(文責 事務局)